

令和6年1月18日

組合員の皆様

徳島県学校生活協同組合
理事長 野々村 拓也

有限会社オー・エイ・エス（学校生協指定店）の
自己破産について（第3報）

日頃は、当組合の事業及び活動にご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当組合の指定店で、自家用車のエンジンオイル交換を提供していた「有限会社オー・エイ・エス」の自己破産について、現時点の状況をお知らせします。

昨年12月14日付けで、「有限会社オー・エイ・エス」（本店：和歌山市）の代理人弁護士から和歌山地方裁判所に自己破産の申し立てが行われ、本年1月12日に、破産手続きが開始されました。補償等の交渉については破産管財人（弁護士）が窓口になりますが、破産管財人からは「配当（補償）の見込みは低い」との見解を聞かされました。本年7月11日に、1回目の財産状況報告等の集会在和歌山地裁で開かれますが、配当の見込みがある場合は、一般的には2回目以降の集會が行われ、結論が出るまでには数年がかかるということです。当組合だけでなく、他県の学校生協も合わせた事件なので、時間がかかるそうです。今後も破産管財人から連絡があれば、直ちに皆様へお知らせいたします。

解決までには時間がかかるかもしれませんが、今後の対応に注力して参りますので、皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、「有限会社オー・エイ・エス」が事業を継続したり他に承継することはありません。もしも、元社員が皆様を訪問し同様のサービスを提供するとしても、元社員は事業の承継者ではなく、当組合との提携関係はございません。このことは、代理人弁護士から元社員へも通知されていますので、ご承知おきください。